平成１４年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」の実施状況について

平　成　１　５　年　８　月

地球温暖化対策推進本部幹事会

目　　次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態について・２

３　その他の数量を伴う目標の実績数値等について・・・・・・・・・・・・　３

４　数量的目標を含まない具体的細目的措置の取組状況について・・・・・　７

５　今後の課題等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

（参考資料）

Ⅰ　平成１４年度における数量的目標に係る実績数値（本府省・地方支分部局等別、各府省別）

Ⅱ　平成１４年度における数量的目標を含まない具体的細目的措置の取組状況

Ⅲ　政府の実行計画対象範囲一覧

平成１４年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」の実施状況について

平　成　１　５　年　８　月
地球温暖化対策推進本部幹事会

１　はじめに

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）においては、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることが求められている。

特に政府自らが率先して温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実行することの意義は高いことから、政府は、地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策に関する基本方針（平成１１年４月９日閣議決定）に基づき、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成１４年７月１９日閣議決定。以下「政府の実行計画」という。）を策定し、また、当該計画の具体的細目的措置を定めた実施要領（平成１４年７月２２日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を定め、これを推進してきたところである。

政府の実行計画では、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標として、平成１３年度比で平成１８年度までに政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を７％削減することを目標としているほか、温室効果ガスの排出の抑制等のため、財やサービスの購入・使用等の４分野について数量的目標を含む実行すべき措置を定めており、関係府省は、これらの措置を積極的に実施し、この計画の達成に最大限努力するものとされている。

政府は、当該実行計画の実施状況を毎年点検し、その結果を公表することとされており、本幹事会において、毎年、関係府省の自主的な点検の成果を取りまとめることとされていることから、今般、平成１４年度における政府の実行計画の実施状況を以下のとおり取りまとめた。

２　政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態について

政府の実行計画においては、当該実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、平成１３年度比で平成１８年度までに政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を７％削減することを目標とすることとしている。

平成１４年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計は、１，９７６，６２２トンCO_2となった。

これは、政府の実行計画の基準年度（平成１３年度）における総排出量の推計（１，９６８，８３８トンCO_2）の０．４％増である。

表 1.

項　　目	１８年度目標	単位	年度	実績数値
温室効果ガスの総排出量	１３年度比で７％削減	トンCO_2	H13	１，９６８，８３８
			H14	１，９７６，６２２ （０．４％増）

※１　温室効果ガスの総排出量の推計に当たっては、「地球温暖化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成１４年政令第３９６号）に定める排出係数を用いた。

※２　対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関（平成１８年度までに移行する機関も含む。）は含まない。

３　その他の数量を伴う目標の実績数値等について

１．総括

政府の実行計画に掲げられている温室効果ガスの総排出量以外の数量を伴う目標に関する平成１３年度（基準年度）及び平成１４年度における実績数値は、表２のとおりである。

表２．

項　　目		１８年度目標	単位	年度	実績数値
1	公用車の燃料使用量	１３年度比で概ね８５％以下	ＧＪ	H13	１，０４９，９２６
				H14	１，０８４，０７８（３．３％増）
2	用紙類の使用量	１３年度比で増加させない	トン	H13	３１，５６１
				H14	３１，６３９（０．２％増）
3	事務所の単位面積当たりの電気使用量	１３年度比で概ね９０％以下	kWh/㎡	H13	１１１．２
				H14	１０９．６（１．４％減）
4	エネルギー供給設備等における燃料使用量	１３年度比で増加させない	ＧＪ	H13	６，５６６，５３０
				H14	６，５４３，５４８（０．３％減）
5	事務所の単位面積当たりの上水使用量	１３年度比で概ね９０％以下	㎥/㎡	H13	２．０４
				H14	１．９１（６．０％減）
6	廃棄物の量	１３年度比で概ね７５％以下	トン	H13	１２７，５７５
				H14	１２８，４５９（０．７％増）
	可燃ごみの量	１３年度比で概ね６０％以下	トン	H13	８５，６１８
				H14	８７，１３６（１．８％増）

※　対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関（平成１８年度までに移行する機関も含む。）は含まない（以下同じ。）。

※　ＧＪ（ギガ・ジュール）：Ｇ（ギガ）は１０億倍の意味、Ｊ（ジュール）はエネルギー熱量を表す単位

２．具体的措置ごとの実施状況

（１）公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、平成１３年度比で、平成１８年度までに概ね８５％以下にすることに向けて努める。

平成１４年度中に政府の公用車で使用された燃料の量は、１，０８４，０７８ＧＪであり、平成１３年度（基準年度）値に比べ、３．３％増加している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で２．８％減少、地方支分部局等で３．５％増加している。

なお、公用車については、低公害車の導入を図ることとしており、特に一般公用車については、平成１４年度以降３年を目途に低公害車に切り替えることとしているが、平成１５年３月末現在の各府省における低公害車の保有状況は以下のとおりである。平成１３年度と比較した場合、燃料自動車が平成１４年度に５台導入されているほか、特にハイブリッド車及び低燃費自動車優遇税制認定車はそれぞれ平成１３年度の約２倍の台数となっている。

（参考）各府省における低公害車の保有状況（平成１５年３月末現在）

府省名	電気	天然ガス	メタノール	ハイブリッド	燃料電池	低燃費自動車優遇税制認定車	合計
内閣府	0	2	0	24	1	46	73
警察庁	0	4	0	7	0	27	38
防衛庁	0	0	1	83	0	60	144
宮内庁	0	8	0	4	0	15	27
金融庁	0	0	0	6	0	2	8
総務省	0	2	0	37	0	18	57
公正取引委員会	0	0	0	7	0	6	13
公害等調整委員会	0	0	0	1	0	0	1
法務省	0	0	0	160	0	191	351
外務省	0	1	0	7	0	16	24
財務省	4	3	0	176	0	1,415	1,598
文部科学省	0	4	0	5	0	0	9
厚生労働省	0	10	0	107	0	328	445
農林水産省	0	0	0	32	0	217	249
経済産業省	0	11	0	43	1	14	69
国土交通省	4	56	1	417	1	625	1,104
環境省	3	11	0	22	1	35	72
内閣官房	0	1	0	18	1	11	31
内閣法制局	0	0	0	1	0	3	4
人事院	0	0	0	14	0	1	15
会計検査院	0	1	0	9	0	1	11
合計	11	114	2	1,180	5	3,031	4,343

※　一般公用車以外の公用車を含む。

（２）用紙類の使用量

用紙類の使用量を平成１３年度比で平成１８年度まで増加させないよう努める。

平成１４年度中に使用された用紙類の使用量は、３１，６３９トンであり、平成１３年度（基準年度）値に比べ、０．２％増加している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で１４．９％減少、地方支分部局等で５．３％増加している。

（３）事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成１３年度比で、平成１８年度までに概ね９０％以下にすることに向けて努める。

平成１４年度における事務所の単位面積当たりの電気使用量は、１０９．６kWh/㎡となっており、平成１３年度（基準年度）値に比べ、１．４％減少している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で１２．５％減少、地方支分部局等で０．５％減少している。

（４）エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、平成１３年度比で平成１８年度まで増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。

平成１４年度におけるエネルギー供給設備等における燃料使用量は、６，５４３，５４８ＧＪとなっており、平成１３年度（基準年度）値に比べ、０．３％減少している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で０．６％増加、地方支分部局等で０．４％減少している。

（５）事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成１３年度比で、平成１８年度までに９０％以下にすることに向けて努める。

平成１４年度における事務所の単位面積当たりの上水使用量は、１．９１㎥／㎡となっており、平成１３年度（基準年度）値に比べ、６．０％減少している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で２７．４％減少、地方支分部局等で４．０％減少している。

（６）廃棄物の量

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成１３年度比で、平成１８年度までに概ね７５％以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね６０％以下とすることに向けて努める。

平成１４年度における事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）は、１２８，４５９トンとなっており、平成１３年度（基準年度）値に比べ、０．７％増加している。また、可燃ごみの量は、８７，１３６トンとなっており、平成１３年度（基準年度）値に比べ、１．８％増加している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で廃棄物の量（湿重量）が９．７％減少（可燃ごみについては３．１％減少）、地方支分部局等で廃棄物の量（湿重量）が１．５％増加（可燃ごみについては２．１％増加）している。

４　数量的目標を含まない具体的細目的措置の取組状況について

各府省においては、政府の実行計画及び実施要領に掲げられている具体的細目的措置について取組が進められているが、数量的目標を含まない具体的細目的措置についての各府省における取組状況を取りまとめた結果は、表３のとおりである。

この結果について、各分野ごとに、よく取り組まれている項目と取組が遅れている項目を整理すると以下のとおりである。

（参考）よく取り組まれている項目と取組が遅れている項目の分類について

各府省において、各項目について①よく実施されている（実施率が概ね８割以上）、②かなり実施されている（実施率が概ね５割以上８割未満）、③あまり実施されていない（実施率が概ね５割未満）、④実施されていない（実施率０％）、⑤わからない、⑥該当しない、という６つの選択肢で各府省の各機関ごとに評価したものを、基本的に、人数比で加重計算し、全体の実施率が７５％以上のものをよく取り組まれている項目、２５％未満のものを取組が遅れている項目として整理した。

（１）財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

よく取り組まれている項目

（本府省、地方支分部局等共によく取り組まれている項目）

◇公用車について、燃料電池車の率先導入を始めとする低公害車の導入
◇タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行
◇不要不急のタクシー利用の抑制
◇自転車の活用
◇電子メール、庁内ＬＡＮの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備
◇再生材料から作られた文具類、制服・作業服等の物品の使用
◇エアゾール製品を使用する場合の非フロン系製品の選択・使用の徹底
◇データベースなどの活用による環境物品等の優先的な調達
◇詰め替え可能な洗剤、文具等の使用
◇机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際の修繕、再使用
◇庁舎から排出される生ごみ等について、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理の実施等

（上記以外で本府省でよく取り組まれている項目）

◇待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転の実施

◇公用車の利用の効率化

◇用紙類の年間使用量について、部局などの適切な単位での把握

◇各種報告書類の大きさ等の規格の統一化

◇容器包装の簡略化

◇簡易に包装された商品の選択・購入

取組が遅れている項目

（特に地方支分部局等で取組が遅れている項目）

◆ノンストップ自動料金支払いシステム（ＥＴＣ）対応車載器や３メディア対応型の道路交通情報通信システム（ＶＩＣＳ）対応車載器の積極的な活用

◆ノーカーデーの設置

◆来庁者に対して低公害車の優先利用等の呼びかけ

（２）建築物の建築、管理等に当たっての配慮

よく取り組まれている項目

（本府省、地方支分部局等共によく取り組まれている項目）

◇庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は２８度程度、暖房の場合は２０度程度）

◇白熱灯の蛍光灯への切替え

（上記以外で本府省でよく取り組まれている項目）

◇給水装置等の末端での感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具の設置

◇庁舎等の敷地内の緑化

取組が遅れている項目

（本府省、地方支分部局等共に取組が遅れている項目）
◆太陽熱利用等を活用した設備の導入
◆コージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入
◆雨水の適切な利用が可能な場合、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入

（上記以外で特に地方支分部局等で取組が遅れている項目）
◆既存の建築物においてグリーン診断の実施
◆太陽光発電を活用した設備の導入
◆地域冷暖房等の事業が計画されている場合の参加
◆排水の適切な再利用が可能な場合、排水再利用設備の導入
◆排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底
◆建築物の外壁面、屋上等の緑化

（３）その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

よく取り組まれている項目

（本府省、地方支分部局等共によく取り組まれている項目）
◇ＯＡ機器、家電製品及び照明について、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換
◇庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は２８度程度、暖房の場合は２０度程度）（再掲）
◇冷暖房中の窓、出入口の開放禁止の徹底
◇夜間における照明を業務上必要最小限の範囲で点灯し、それ以外での消灯の徹底
◇コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用
◇廃棄するＯＡ機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合の適正な処理
◇物品の在庫管理の徹底、期限切れ廃棄等の防止

（上記以外で本府省でよく取り組まれている項目）
◇夏期における執務室での軽装の励行
◇昼休みの消灯の実施
◇水漏れ点検の徹底
◇使い捨て製品の使用や購入の抑制
◇シュレッダー使用を秘密文書の廃棄の場合のみに制限

（上記以外で地方支分部局等でよく取り組まれている項目）
◇事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収の徹底

取組が遅れている項目

（特に地方支分部局等で取組が遅れている項目）
◆給湯器へのエコノマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用
◆CO_2 冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器の活用
◆簡単な手法でのトイレ洗浄用水の節水の実施
◆水栓に必要に応じた節水コマの取付けや水道水圧の低めの設定
◆リサイクルルートの確保等の各庁舎ごとのリサイクル計画の策定等
◆食べ残し、食品残渣などの有機物質の再生利用

（４）職員に対する研修等

取組が遅れている項目

（本府省、地方支分部局等共に取組が遅れている項目）
◆国が主唱する環境関係の諸行事で地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る

（上記以外で特に地方支分部局等で取組が遅れている項目）
◆地球温暖化に関する研修の計画的な推進
◆職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に関する情報提供
◆地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る
◆途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応
◆希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進められるよう、休暇をとりやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る

５　今後の課題等

（１）平成１４年度における取組状況

○　「財やサービスの購入・使用に当たっての配慮」については、地方支分部局等における用紙類の使用量が増加したが、公用車についての低公害車の導入や再生紙など再生品や木材の活用等、数量的目標を含まない措置については、全般的によく取り組まれている。

なお、上記のほか、本府省では、公用車における不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転の実施等もよく取り組まれている。

○　「建築物の建築、管理等に当たっての配慮」については、エネルギー供給設備等における燃料使用量は本府省において増加したが、電気使用量及び上水使用量は本府省、地方支分部局等共に減少している。

また、庁舎内における冷暖房の適正な温度管理や白熱灯の蛍光灯への切替え等、既存施設・設備で対応可能なものについてはよく取り組まれているが、本府省、地方支分部局等共に、太陽熱利用設備の導入などの取組が進んでいないほか、特に地方支分部局等において、グリーン診断の実施、太陽光発電を活用した設備の導入、建築物の外壁面、屋上等の緑化等の取組が遅れている。

○　「その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮」については、廃棄物の量が地方支分部局等において若干増加した。

また、ＯＡ機器、家電製品及び照明の省エネルギー機器への交換、コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収・再使用等は、本府省・地方支分部局等共によく取り組まれているほか、本府省では、夏期における軽装の励行、昼休みの消灯の実施等もよく取り組まれているが、特に地方支分部局等において、各庁舎ごとのリサイクル計画の策定や食品残渣などの有機物質の再生利用等の取組が遅れている。

○　「職員に対する研修等」については、本府省、地方支分部局等共に、全般的に必ずしも取組が進んでいないが、特に地方支分部局等での取組の遅れが顕著である。

（２）今後の課題

○　平成１４年度における取組状況を踏まえ、各府省においては、政府全体の目標の達成に向け、それぞれの府省において取組が遅れているものを中心に、適切な方策を講じ、積極的に取組を進める必要がある。また、今後とも、定期的に実績数値を把握できる項目について、適切な単位で、実績数値の把握及び評価等を行い、事務の執行に速やかに反映させる等きめ細かい進行管理を行うものとする。

○　また、公用車の燃料使用量、用紙類の使用量及び廃棄物の量や、建築物の建築、管理等に当たっての配慮に関する措置など、本府省に比べ、より組織・規模等の大きい地方支分部局等において取組が進捗していないために全体の実績が後退してしまっている項目もあることから、各府省においては、本府省のみならず、地方支分部局等の取組状況についても、適切な対応を行う必要がある。

○　さらに、各府省は、本府省のみならず、地方支分部局等の職員を含め、地球温暖化に関する認識をより一層深めるため、地球温暖化に関する研修の計画的な推進や積極的な情報提供等を充実・強化する必要がある。

○　個別の数量的目標ごとの実施状況を見ると、基準年度値より増加している公用車の燃料使用量、用紙類の使用量及び廃棄物の量については、特に、各府省において、職員一人一人に各府省の状況を認識させるとともに、例えば、

・公共輸送機関の利用の奨励などによる公用車利用の効率化等による公用車の燃料使用量の削減
・両面印刷・両面コピーの徹底、使用済み用紙の裏紙使用、使用済み封筒の再使用等による用紙類の使用量の削減、
・分別回収の徹底やリサイクルの推進による廃棄物の量の削減

など、各府省ごとの状況に応じた取組を一層強化する必要がある。